#### 令和4年度神戸市一般廃棄物処理実施計画

#### 1 基本的事項

- (1) 計画区域 神戸市全域
- (2) 計画期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### (3) 一般廃棄物処理基本計画に定める指標の見込み

			平成 25 年度	令和4年度	令和7年度
			(基準年度)	(見込み)	(目標年度)
目標指	ごみ排出量	家庭系: 1人1日あたり (資源物除く)	500g/人・日	488g/人・日	450g/人・日
標		事業系: 総量	195, 400 t	188, 500 t	175, 400 t
4	発 生 量		642,800 t	579, 100 t	582, 300 t
参   考	資 源 化 率		24%	21%	27%
- 与 - 指	焼却量		462, 200 t	442,200 t	422, 700 t
標	最終処分量		86, 900 t	71, 900 t	68, 400 t
示	温室効果	果ガス排出量	229,800 t -C02	164, 100 t -C02	157,600 t -C02

### 2 ごみ処理実施計画

神戸市一般廃棄物処理基本計画に基づいて、「次世代へつなげる循環型都市"こうべ"」の実現に向け、以下の3つの基本方針を掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、人口減少・超高齢社会等の社会情勢に対応していきながらさまざまな施策を展開していく。

施策の展開にあたっては、可能な限り、ごみの発生抑制(リデュース)や製品等の再使用(リユース)を進め、次に再生利用(リサイクル)を進めるという3Rの考え方に基づいて、市民・事業者・市の三者が「ごみの減量・資源化」を推進する。

#### 【3つの基本方針】

基本方針1 むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしの確立(2Rの推進)

基本方針2 効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールの徹底

基本方針3 若者から高齢者まで幅広い市民や全ての事業者にいきわたる情報発信と行動の展開

#### (1) ごみの減量・資源化重点施策

① まわり続けるリサイクルの推進(基本方針2・施策1)

プラスチックの資源循環を促進するため、日用品メーカー等と協働で実施するつめかえパック リサイクルプロジェクトや、ふたば学舎でモデル実施した地域拠点における資源回収ステーショ ンの拡大展開など、「まわり続けるリサイクル」を強化する。 また、びん単独回収のモデル事業を実施し、びんの資源化向上にむけた回収方法を検討するほか、引き続き小型家電回収ボックス等の活用による資源回収に取り組む。

#### ② 「KOBE ストップ the 食品ロス」運動(基本方針1施策1)

「神戸市食品ロス削減アクションメニュー」に基づき、家庭で利用していない食品を福祉団体・施設等に寄付するフードドライブを拡充するとともに、食品ロス削減に取り組むフードバンク団体への支援や、小売店舗において「てまえどり」の啓発を行う。

また、生ごみの減量・リサイクルを推進するため、コンポスト(堆肥づくり)の分かりやすい 動画や情報をホームページに掲載し、地域や各家庭での実践を促進する。

#### ③ 「家財の片付けサポート」事業の普及啓発(基本方針2・施策1)

超高齢社会の進展に伴う空き家の増加などにより、家庭内に蓄積されている潜在的なごみが増加している。空き家の家財道具の整理や遺品の片付け等にお困りの方に対して、すまいるネットと連携し、安心できる情報を提供する「家財の片付けサポート」事業の普及啓発に取り組む。

#### ④ クリーンステーションの管理支援(基本方針3・施策4)

地域が抱えている様々なクリーンステーションの課題について実態調査を行うとともに、「クリーンステーションのあり方検討会(仮称)」を立ち上げ、時代の変化に適合した望ましい管理方法や設置基準等について検討する。

また、地域のみで対応することが困難な課題に対し、「クリーンステーションアドバイザー(仮称)」を設置し、経験豊富な職員や弁護士等による支援体制を構築する。

さらに、カラス対策ネットの耐久性を向上させるほか、ロープを重くしてカラスによるめくり上げを防止するなど、これまでのノウハウを反映した改良を進めるとともに、破損したネットの交換など地域のニーズに柔軟に対応し、鳥獣被害対策を強化する。

#### ⑤ 路上喫煙・ぽい捨て防止(基本方針3・施策4)

「路上喫煙禁止地区」において、巡回指導等により喫煙マナーの向上を図るとともに、さらなる取り組みとして、禁止地区以外の苦情が特に多い地域について、新たに巡回指導を実施する。

さらに、令和3年度に実施した「仕掛けごみ箱」の実証実験で得られた知見を活用し、街の景観向上のためナッジ(行動変容の仕掛け)を活用したぽい捨て削減に取り組む。

#### ⑥ 不法投棄防止対策(基本方針3・施策4)

不法投棄については、「クリーン 110番」を設け、不法投棄等の通報受付、現場調査、廃棄物の撤去指導を行うほか、山間部など大規模な不法投棄が発生しやすい北区・西区では、民間不法投棄監視員より通報協力をいただくとともに、「不法投棄防止協働サテライト」を設置して巡回パトロールを実施するなど、不法投棄を許さないまちづくりを進める。

さらに、山間部等の人の目が届きにくく不法投棄が多く発生する地域等において、市が直接不 法投棄防止カメラを設置して監視を強化し、投棄しづらい環境を創出することで、不法投棄の未 然防止を図っていく。なお、街中のクリーンステーション等における不法投棄対策については、 危機管理室が防犯カメラ設置補助事業により対応する。

#### ⑦ 大阪湾フェニックス事業(基本方針2・施策3)

「広域臨海環境整備センター法」に基づき、一般廃棄物の最終処分場の建設及び維持管理を行 う大阪湾圏域広域処理場整備事業(大阪湾フェニックス事業)に参画している。

大阪湾広域臨海環境整備センターでは、現行の2期処分場の受入状況を踏まえ、埋立期間の延伸を行うとともに、大阪沖との2処分体制を確保する観点から、3期事業に向けた環境影響評価手続きを実施している。市としても「環境影響評価法」及び「神戸市環境影響評価等に関する条例」に基づき、市域の環境保全に責任を有する立場から意見を述べ、環境影響の回避・低減に努める。

#### (2) ごみの減量・資源化施策

#### 『基本方針1』むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしの確立(2Rの推進)

リデュース (発生抑制)・リユース (再使用) の知識、取り組みの実践方法、効果など2Rに関する情報などをできるだけわかりやすく示し、市民・事業者に対し啓発するとともに市民・事業者の意見やアイデアを取り入れながら、デザインの工夫により日々の具体的な行動に結びつく取り組みを進めていく。

また、経済的誘導策などにより減量・資源化が進む仕組みづくりを行っていく。

施策1 リデュース(発生抑制)の推進						
①ごみの発生抑制	・資源物の店頭回収の利用啓発及び実施店舗の広報					
	・出前トーク、地域説明会の実施					
②生ごみの発生抑制	・「KOBE ストップ the 食品ロス」運動の推進					
	・台所ごみの水切り徹底					
	・段ボールコンポストの利用推進					
③容器包装の発生抑制	・市民・NPO・事業者の連携による簡易包装の推進					
	・マイバッグ、マイボトル等の利用推進					
施策 2 リユース(再使用)の	D推進					
①古着・古布の再使用	・古着・古布リユースの啓発					
	・リサイクル工房での拠点回収					
	・資源集団回収助成制度の実施					
②びんの再使用	・リターナブルびんの周知					
③リユース情報の提供、普及	・リサイクル工房の運営					
啓発						
施策3 減量・資源化が進む位	土組みづくり					
①経済的誘導策の検討	・資源集団回収活動の充実					
	・家庭系ごみ有料化の導入の継続的検討					
	・事業系ごみの処理料金のあり方の総合的検討					
	・家庭系の単純指定袋制度・ごみ処理状況やコスト等の情報提供					
	・大型ごみ処理手数料 (一部品目) 改定 (令和3年7月)					

#### 『基本方針2』効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールの徹底

これまで実施してきた排出・分別ルール啓発を地域と連携して継続的に取り組むとともに、持ち去り行為の禁止について周知の徹底を図る。

また、資源集団回収活動への助成などを通じて地域コミュニティの醸成を図る。

さらに、デザインの工夫によりわかりやすく周知・啓発することで、市民・事業者の理解度、遵 守度を高めていく。

一方、地域住民だけでは難しい高齢者等のごみ出しの支援やクリーンステーション管理の負担軽減に向けた排出指導を地域福祉とも連携しながら取り組んでいく。

これらの取り組みにより紙や容器包装プラスチックなどのリサイクルを促進する。

環境負荷やコストをできるだけ減らすためにクリーンセンター及び中継施設を効率的に使用した 処理を行っていく。

# 施策1 分別・リサイクルの推進

カビッド 1 フリカリ フ フ・1 フ / E 4 2 1 E	旭泉1 万加・ブッイファレッカ田連					
①排出・分別ルールの徹底	・雑がみ分別の推進					
	・持ち去り禁止行為の周知徹底					
	・容器包装プラスチックのルール徹底					
	・剪定枝、紙、食品などの民間リサイクルの推進					
	・ガラスびんの資源化向上					
	・事業者への適正排出の指導・啓発					
	・一般廃棄物処理業者の指導・育成					
②排出・分別の支援	・高齢化対策(ひまわり収集)					
	・空き家対策 (「家財の片付けサポート」事業の普及啓発)					
	・市民サービスの充実(小型収集車の活用による狭隘道路対策の推					
	進、大型ごみ持ち出し支援のモデル実施、夜勤のため時間どおり					
	にごみ出しができない人を対象とした排出拠点の設置)					
	・古紙回収ルートや古紙回収方法の情報提供の充実					
	• 資源集団回収活動助成					
	・店頭回収や公共施設での拠点回収の拡充と情報提供					
	・家電及びパソコンリサイクル					
③小型家電リサイクル制度の	・小型家電リサイクル制度の周知、啓発					
推進						
④市の率先垂範	・本庁舎でのKEMS(神戸環境マネジメントシステム)の取り組					
	み継続					
	・グリーン購入の推進					
	・ワンウェイプラスチック製品の使用抑制、プラスチック代替素材					
	の活用推進					
⑤まわり続けるリサイクルの	・プラスチックの品目別回収に向けた調査及びモデル実施					
推進(プラスチックの循環	・地域拠点における資源回収ステーションの拡大					
型リサイクルの推進)	・つめかえパックリサイクルプロジェクトの推進					
	・ペットボトルリサイクル〈ボトル to ボトル〉事業の推進					
施策2 適正な収集・運搬及び	ド中間処理の推進					

①施設の適正な運営・管理	・中間処理施設の適正な管理・運営			
	・環境保全対策の確実・継続的な実施			
	・ごみ発電等熱エネルギーの回収推進			
②処理体制の効率化	・3CC体制での安定処理と災害対策			
	・収集作業の円滑化、効率化の推進			
③新たな法令等への対応	・蛍光管(水銀含有)の拠点回収			
	・カセットボンベ・スプレー缶の排出ルールの徹底(穴あけ不要)			
④指導啓発	・クリーンステーションでの直接啓発等による計画的・重点的排出			
	指導			
	・優良クリーンステーション顕彰制度の実施			
	・開封調査、個別指導による指導・啓発			
	・民間事業者の資源化・処理施設の適正な運営の指導			
⑤拡大生産者責任の確立	・拡大生産者責任に関する国等への要望			
	・適正処理困難物や各種リサイクル関連法への適切な対応			
	・携帯電話など、事業者の自主的な資源化ルートの啓発			
⑥環境負荷の低減	・CO2排出の低減と収集体制の効率化			
	・バイオマスプラスチックを使ったごみ袋(クリーン作戦用)の導入			
施策3 適正な最終処分の推進				
	・最終処分場の適正な管理・運営			
	・大阪湾フェニックス事業への参画			
	・焼却灰の有効利用(セメント原料化)			
施策4 災害廃棄物への対応				
	・大規模災害時の災害廃棄物処理に関する他自治体との連携・協力			
	・災害時トイレの整備			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

#### 『基本方針3』若者から高齢者まで幅広い市民や全ての事業者にいきわたる情報発信と行動の展開

ごみや資源に関する情報を今後も継続的に発信していくとともに、子どもやその保護者を対象とするなど市民に対し環境教育を行い、次の世代に向けた環境にやさしい社会づくりを行っていく。特に課題となっている、ごみに対して関心が低い若い世代や分別の対応が難しい高齢者でもわかりやすい排出・分別ルールの周知に努めていく。さらに、高齢者等に対しては、地域福祉とも連携しながら情報共有を行っていく。

また、ルール徹底が難しい外国人、店舗付き住宅居住者、ワンルームマンション居住者、若年単身者等に対しても、学校や共同住宅管理者等を通じて啓発や指導を積極的に行っていく。

さらに、事業者に対しては、大規模事業所への指導だけでなく、中小規模事業所、テナントビル 入居者、ごみの排出を直接行う従業員などこれまで情報が届きにくかった人たちに対しても減量や 資源化の促進につながる情報を発信していくとともに、コーディネーターとしての役割を果たして いく。

#### 施策1 市民に向けた情報発信の展開

①多様な媒体を活用した情報 発信

- ・ICTを活用した情報発信の展開
  - ・大学や地域イベントと連携するなどコミュニティを介した情報発

	信の展開
	  ・広報紙、情報誌、ミニコミ誌等あらゆる広報媒体の活用
	  ・クリーンステーション看板を活用した情報提供
	  ・ごみ減量等を呼びかけるポスターの公共施設への掲出
②対象を絞った情報発信	・若者、高齢者、外国人、転入者への情報発信(大学や日本語学校
	   との連携による情報発信、共同住宅(マンション)管理者との連
	   携、国際まち美化事業の実施 等)
③行動をレベルアップできる	・地域の取り組み成果が実感できる最新の情報提供
情報提供	  ・ごみと資源に関する年次レポートの作成と公表
	  ・温室効果ガス排出量やごみ処理コストなどの情報提供
	・フリーマーケット・資源集団回収・店頭回収など、リユース・リ
	サイクルの情報提供
→ ④情報の共有化が深まる情報	
交換	  ・地域別意見交換会の開催
	  ・出前トーク、地域説明会の実施
施策2 事業者に向けた情報系	と信の展開
①意識の向上に向けた情報発	・KEMS等の環境マネジメントシステムの普及促進
信	  ・グリーンカンパニーネットワークや商工会議所等市内各種団体と
	   の連携による情報提供の充実
	  ・環境保全協定に基づく環境保全計画書・報告書制度の運用
②中小規模事業所への情報発	・ルールブック配布先の拡大
信	・業種別の情報発信
	・テナントビル所有者との連携
	・大規模事業所以外の排出事業者の実態調査を含めた減量・資源化
	手法の検討
③大規模事業所への情報発信	・大規模事業所への指導・啓発の強化
施策3 環境教育・学習の充実	
①幅広い年齢層に対応した環	・各年代に向けた環境学習の機会の提供
境教育・学習の実施	・市民・事業者等と連携した環境学習プログラムの提供
	・クリーンセンター、リサイクル工房、環境関連施設での学習プロ
	グラムの充実
②学校等と連携した子どもた	・ふれあいごみスクールの体験プログラムの提供、リサイクル体験
ちへの環境教育の推進及び	学習等の充実
人材の育成	・社会科副読本「くらしとごみ」、環境学習用教材「くらしのエコチ
	ェック」による学校・家庭等と連携した環境教育の推進
	・環境学習講座を通じた人材育成の推進
施策4 美しいまちづくりの推	· É進
①美しいまち「こうべ」の実	・各区による一斉クリーン作戦の支援
現	・路上喫煙・ぽい捨て防止啓発の充実
	・美緑花重点スポット美化活動の充実

# 美化·不法投棄対策

- ②クリーンステーション等の |・クリーン110番、不法投棄防止協働サテライト、重点パトロール等に よる不法投棄防止対策の推進
  - ・民間不法投棄監視員や不法投棄通報協力団体など、市民・事業者との 連携による不法投棄の監視強化
  - ・クリーンステーションの管理支援(カラス対策ネット・対策ガイドの 配布、収集時間帯のお知らせ、収集職員による簡易清掃及びネットの 簡易な片づけ)

## 施策 5 市のコーディネーター機能の発揮

- ・環境局事業所を中心とした、地域におけるごみ減量・資源化の取り組 みの推進
- ・「ごみと資源」に関する情報発信・相談窓口の充実
- ・区役所と連携した情報発信

# (3) 資源化量

# ① 排出(収集)前資源化施策

主 な 施 策	見込み量
地域回収拠点の創出	
つめかえパックリサイクルプロジェクト	
資源集団回収活動の支援	
店頭回収の促進	92,400 t
小型家電リサイクル回収事業の実施	
古着・古布の回収 (リサイクル工房)	
大規模事業所における資源化の促進 (紙ごみ、生ごみ等)	

## ② 排出(収集)後資源化施策

主 な 施 策	見込み量
指定法人への引渡し(びん・ペットボトル・容器包装プラスチック)	
アルミ缶・スチール缶売却事業	
ガラス残渣資源化事業	22, 130 t
ペットボトルリサイクル〈ボトル to ボトル〉事業	
ステーション古紙回収事業	

# ③ 中間処理段階の資源化施策

主な施策	見込み量
破砕選別施設等での金属回収	3,940 t
焼却灰リサイクル事業	430 t
焼却施設での発電(余剰電力は売却)	210 百万 kWh

- (4) 収集・運搬計画(収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分)
  - ① 家庭系一般廃棄物(家庭生活に伴って排出される一般廃棄物)
  - ア 収集運搬の概要

一般廃棄物の種類 (分別の区分)	収集区域	収集・ 運搬主体	収集回数	収集の 方法	搬入先	見込み量				
缶・びん・ペットボトル		市(直営)	週1回	市しご場「ンシとがてみ(クスョい収、集る積下ーー」)	1回   している	市が収集 している 総施設	市の資源化選 別等処理施設 又は、市の中 継施設	18, 000 t		
容器包装プラスチック					市の中継施設	9,600 t				
燃えるごみ	神戸市全域	市 (直営 又は 委託)	週2回		市の焼却施設 又は、市の中 継施設	248, 500 t				
燃えないごみ		市全	市全	市全	市市市	市(直営)	月2回	た 定 占 方	市の破砕施設 又は、市の中 継施設	15, 400 t
カセットボンベ・スプレ 一缶						拠点回収	民間の破砕施 設	300 t		
大型ごみ		市(委託)	神戸市大型ご み受付センタ ー (以下「受付センター」 という。)が指 定した日	受タ事込りン指方とのしよせがた	ターへの 事前申し 込みによ り受付セ ンターが 指定した	市の破砕施設 又は、市の中 継施設	6, 400 t			

#### イ 分別の区分の対象物

(ア) 缶・びん・ペットボトル

[缶・びん・ペットボトル例]

- ・飲み物、食べ物、調味料が入っていたスチール製、アルミニウム製の缶
- ・飲み物、食べ物、調味料が入っていたびん
- ・飲み物、しょうゆなどの調味料が入っていたペットボトルのうち、 🏠 がついたもの
- (イ) 容器包装プラスチック
  - ・「容器包装プラスチック」とは、商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物でその商品を使ったり取り出したあと、不要になるもの(**25** がついたもの)。

#### [容器包装プラスチック例]

・カップ・パック類、トレイ類、袋・ラップ類、ボトル類、チューブ類などのプラスチック 製容器や包装

## (ウ) 燃えるごみ

・「燃えるごみ」とは、450の指定袋に入って口を結ぶことができる大きさで、単品で 5 kg以下の重さの燃えるもの。

#### [燃えるごみ例]

- ・調理くず、食べ残し、茶殼、果物の皮、油類(サラダ油、食用油)などの台所(生)ごみ
- ・紙くず、紙コップなどの資源化に適さない紙類
- ・靴、かばん、まくら、座布団などの皮革・繊維類
- ・カセットテープ、ビデオテープ、バケツ、洗面器、歯ブラシ、レジャーシート、スポンジ、 ビニール製品、ゴム製品、使い捨てライターなどのプラスチック類
- ・小さな木製品、板、棒、草・花、落ち葉、木の枝などの木質ごみ
- ・紙おむつ、ペットのトイレ専用砂(紙製等)など

## (エ) 燃えないごみ

・「燃えないごみ」とは、450の指定袋に入って口を結ぶことができる大きさで、単品で 5 kg 以下の重さの燃えないもの。

#### [燃えないごみ例]

- ・コップ、灰皿、ガラス、化粧品のびん、割れたびん、LED製品、白熱電球、鏡、茶碗、 植木鉢、皿などのガラス・陶器類
- ・ラジカセ、アイロン、ポット、トースター、電話機などの小型の家電製品
- ・鍋、やかん、包丁、乾電池、スプーン、フライパン、傘、金属製おもちゃ、ペンキの缶、 一斗缶などの小型の金属類
- (オ) カセットボンベ・スプレー缶

[カセットボンベ・スプレー缶例]

・カセットコンロ用ボンベ、整髪料・殺虫剤・制汗剤・塗料などのスプレー缶、エアゾール 缶

#### (カ) 大型ごみ

・「大型ごみ」とは、450の指定袋に入れて口をしっかり結ぶことができない大きさのもの、 または、450の指定袋に入っても単品で5kgを超える重さのもの。

#### 〔大型ごみ例〕

- ・食器洗い乾燥機、こたつ、電子レンジ、ガスコンロ、石油ストーブなどの電気・ガス・石油器具類
- ・いす、カーペット、食器棚、たんす、机、布団、ベッドなどの家具・寝具類
- ・オルガン、ゴルフクラブ、自転車、ベビーカー、物干し竿などの趣味・スポーツ用品、その他の生活用品
- ウ 排出場所(神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例(平成5年3月31 日条例第57号。以下「条例」という。)第10条の2第2項の所定の場所)
- (ア) 「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、

「カセットボンベ・スプレー缶」については、クリーンステーションとする。なお、カセットボンベ・スプレー缶については、回収拠点にも排出することができる。

- (イ) 「大型ごみ」については、受付センターへの事前申し込みにより、受付センターと確認した場所とする。
- (ウ) 夜勤のため、決められた曜日・時間にクリーンステーションにごみ出しできない方については、次表に定める排出拠点のうち、市が承認した場所とする。

排出拠点	所在地	対象となる 一般廃棄物の種類	排出時間
東灘事業所	東灘区魚崎西町3丁目5番3号	「燃えるごみ」、	月曜日~金
<b>灘事業所</b>	灘区琵琶町2丁目1番2号	「燃えないご	曜日の
中央事業所	中央区脇浜町3丁目2番30号	み」、「カセット	9:00から
兵庫事業所	兵庫区御崎町1丁目3番15号	ボンベ・スプレ	16:00まで
北事業所	北区山田町下谷上字五郎本1番地の1	一缶」、「缶・び	
長田事業所	長田区真野町 9番24号	ん・ペットボト	
須磨事業所	須磨区小寺町2丁目5番16号	ル」、「容器包装	
垂水事業所	垂水区本多聞7丁目1番1号	プラスチック」	
西事業所	西区平野町向井字祇園尾100番地		
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7	「燃えるごみ」	月曜日~金
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1		曜日(祝日
苅藻島クリーンセンター	長田区苅藻島町3丁目12番28号		を除く)の
落合クリーンセンター	須磨区中落合3丁目1番1号		10:00から
西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番鬮74番地の1		12:00まで、
			13:00から
			15:00まで

#### ウ 市民の責務等

- (ア) 家庭系一般廃棄物を排出するときは、後掲別紙1によること。
- (イ) 市の定める収集日・分別の区分・排出方法等に基づき、地域の利用者で決めたクリーンス テーションに排出すること。なお、それまでは家庭内で保管すること。
- (ウ) 定められた収集日の午前5時から午前8時の間に排出すること。なお、カセットボンベ・スプレー缶を回収拠点に排出する場合は、回収拠点ごとの開設時間内に排出すること。
- (エ) 市の定める分別の区分(大型ごみを除く)ごとに、市長が指定する袋に入れて排出すること。市長が指定する袋とは、「缶・びん・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「燃えるごみ」及び「燃えないごみ」は、指定袋(後掲別紙2)、カセットボンベ・スプレー缶は中身の見える袋(容量 150まで)とする。ただし、事前に環境局事業所と調整を行った場合にはこの限りでない。なお、大型ごみは指定袋に入れずにそのまま排出すること。
- (オ) クリーンステーションは、利用する市民が共同で管理し、清掃する等清潔に保つこと。 また、クリーンステーションを移設・廃止しようとするときは、クリーンステーションを 利用する市民が相互の話し合い等により決め、環境局事業所と協議すること。
- (カ) 市で定める排出禁止物はクリーンステーションに排出しないこと。

#### エ その他

#### (ア) ひまわり収集に関する事項

地域や身近な人、親族等によるごみ出しの協力や介護保険サービス等によるごみ出しの支援 を補完するものとして、クリーンステーションまでごみを持ち出すことが困難な高齢者や障害 者等に対して玄関先でのごみ収集を行う。また、大型ごみについては、事業所と協議のうえ、 排出場所・排出方法等を決定する。

#### (イ) 感染症対策に係る事項

新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、感染症対策に係るガイドライン等に基づいた適切な対策を行うとともに、クリーンステーションに家庭系一般廃棄物を排出する際の注意点等について広報を引き続き行う。

## ② 事業系一般廃棄物(事業活動に伴って排出される一般廃棄物)

#### ア 収集運搬の概要

一般廃棄物の種類 (分別の区分)	収集区域	収集・運搬 主体	収集回数	収集の方法	搬入先	見込み量
可燃ごみ (可燃物で一辺がおおむね 50cm 以下のものをいう。以下同じ。)	神	後掲別紙4 の一般廃棄 物収集運搬	許可業者	許可業者	市の焼却施設若しく は、市の中継施設又 は、2(5)⑤アの資 源化施設	172,000 t
粗大(不燃)ごみ(可燃物のうち 一辺がおおむね50cmを超えるも の、不燃物又は不燃物及び可燃物 からできているものをいう。以下 同じ。)	. 戸市全域	許可業者(以下「許可業者」という。) 又は自己搬入	との契約に	との契約に	市の破砕施設又は、 2(5)⑤アの資源化 施設	12, 900 t
資源ごみ(缶、びん、ペットボトルをいう。以下同じ。) カセットボンベ・スプレー缶		許可業者	による	による	市の資源化選別等処 理施設 民間の破砕施設	3, 500 t

#### イ 分別の区分の対象物

#### (ア) 資源ごみ

[資源ごみの例]

- ・飲み物、食べ物、調味料が入っていたスチール製、アルミニウム製の缶
- ・飲み物、食べ物、調味料が入っていたびん
- ・飲み物、しょうゆなどの調味料が入っていたペットボトルのうち、 🏠 がついたもの

#### (イ) カセットボンベ・スプレー缶

[カセットボンベ・スプレー缶例]

・カセットコンロ用ボンベ、整髪料・殺虫剤・制汗剤・塗料などのスプレー缶、エアゾール 缶

#### ウ 事業者の責務等

- (ア) 事業系一般廃棄物は、市の定める分別の区分ごとの指定袋(後掲別紙3)で排出すること。 なお、平成24年度までに販売済みの不燃ごみ及び粗大ごみの指定袋は粗大(不燃)ごみの指 定袋として使用できることとする。
- (イ) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則第3条の5の規定により、指 定袋以外の方法で事業系一般廃棄物を排出するときは、あらかじめ本市の指示を受け処理す ること。
- (ウ) 大量又は継続的に発生する廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずは産業廃棄物として処理すること。また、水銀使用製品(蛍光管等)は、少量であっ

ても産業廃棄物として処理すること。

- (エ) 木くずや食品残渣などリサイクル可能なものは、2(5)⑤アに掲げる資源化施設等を利用してリサイクルを図ること。
- (オ) 魚類に係る固形状不要物については、後掲別紙9の再生輸送業指定業者に収集、運搬を委託し、再資源化施設で再生を図ること。
- (カ) 事業系一般廃棄物は、クリーンステーションに排出しないこと。
- (キ) 家の改築等、事業者の請負に伴って生じたもの及び商品等の下取り等により回収したものは、家庭から排出されたものであっても、事業系廃棄物(一般廃棄物又は産業廃棄物)として適正に処理すること。
- (ク) 不要になった輸入青果物等の難燃性の可燃ごみを一時に多量(1回の排出量が概ね500kg 以上)に排出するときは、あらかじめ市の指示を受け処理すること。(東クリーンセンター・港島クリーンセンターにおいて日量9t、西クリーンセンターにおいては日量6t(土・日・祝日・年末年始は除く)を目途に受け入れ。)
- (ケ) 事業用の建築物の所有者は、条例第28条第1項の規定に従い、廃棄物その他再利用の対象となる物を保管する場所又は施設(以下、「保管場所等」という。)を当該建築物又は敷地内に設置するよう努め、当該建築物の占有者は当該建築物から生じる事業系一般廃棄物を保管場所等に集めること。なお、事業用の建築物を建設しようとする者は条例第28条第2項の規定により、当該建築物又は敷地内に保管場所等を設置すること。
- (コ) 保管場所等は、清掃する等清潔に保つこと。
- (サ) 市の廃棄物処理施設に搬入しようとする事業系一般廃棄物については、条例第21条第2項 に規定する受入れの基準に適合するように必要な処理等を行うこと。
- (シ) 大量又は継続的に発生しない(排出量の制限を受ける)一般廃棄物の粗大(不燃)ごみについては、以下の要領によること。ただし、港島クリーンセンターに搬入できる木質系の粗大(不燃)ごみの木質系廃棄物は除くものとする。
  - a 原則、自社の貸借対照表の固定資産に類する財産であった不要物を市の破砕施設へ搬入することができる。
  - b 商取引行為で発生した下取り品等を含んだ動産(流動資産)における不要物の粗大(不燃) ごみについては、原則、産業廃棄物として市の破砕施設以外で処理をする。ただし、許可業 者が市の破砕施設へ搬入するときは、この限りではない。
- (ス) 搬入車両及び運搬容器は、事業系一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- (セ) 市が市の廃棄物処理施設内で行う事業系一般廃棄物の抜取り検査に協力すること。
- (ソ) 市の廃棄物処理施設内では、安全運転及び安全作業を行うとともに、市の指示に従うこと。
- (タ) (ア)から(ソ)までに掲げるもののほか、家庭系一般廃棄物の排出方法等のうち事業系一般 廃棄物の排出方法等に適合する事項については、家庭系一般廃棄物の排出方法等の内容に準 じること。

## ③ 自己搬入する場合

自ら一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設へ搬入する場合は、次表の「一般廃棄物の種類」ご とに分別した上で、「搬入できる一般廃棄物」の種類に適合した施設に搬入すること。

## ア 搬入施設

一般廃棄	物の種類	おれ オ 七左号ル	受付時間	
家庭系	事業系	<del> </del> 搬入施設 	文川   时间	
燃えるごみ	可燃ごみ	<ul><li>東クリーンセンター</li></ul>	平日(土・日・祝日・年末年始は除	
		<ul><li>港島クリーンセンター</li></ul>	<)	
		<ul><li>- 苅藻島クリーンセンター</li></ul>	10:00~12:00、13:00~15:00	
		<ul><li>落合クリーンセンター</li></ul>	(西CCは 15:30 まで受付)	
		<ul><li>西クリーンセンター</li></ul>		
燃えないごみ	粗大(不燃)ごみ	・布施畑環境センター	平日 (土・日・年末年始は除く)、	
大型ごみ			8:30~12:00、13:00~16:00	
			祝日(土・日・年末年始は除く)	
			8:30~15:00	
木質系廃棄物	木質系の	<ul><li>港島クリーンセンター</li></ul>	平日(土・日・祝日・年末年始は除	
	粗大(不燃)ごみ		<) 9:00∼12:00、13:00∼15:00	
缶・びん・ペッ	資源ごみ	<ul><li>資源リサイクルセンター</li></ul>	平日(土・日・祝日・年末年始は除	
トボトル			<) 8:30∼12:00、13:00∼16:00	

## イ 搬入できる一般廃棄物

一般廃棄物の種類		搬入できる一般廃棄物	
家庭系	事業系	「	
燃えるごみ	可燃ごみ	・燃えるものでかさの小さいもの (一辺が 50cm 以下で太さが 5 cm	
		以下のもの)	
燃えないごみ	粗大(不燃)ごみ	・大型の家庭用品、小型の家電製品、小型の金属類、ガラス・陶	
大型ごみ		器等(土砂・ガレキ「燃えるごみ」「木質系の粗大(不燃)ごみ」	
		「缶・びん・ペットボトル」「市が収集しない一般廃棄物(*)」	
		は不可。)	
木質系廃棄物	木質系の	・庭木、街路樹などの剪定枝、幹	
	粗大(不燃)ごみ	・畳・襖・障子、家具類	
		(釘類を除く金具及び鏡等のガラス類は取外すこと。)	
缶・びん・ペッ	資源ごみ	・飲料又は食品の入っていたもの(中身を使い切って、キャップ	
トボトル		を外し、中を水洗いする。ペットボトルはラベルも外してつぶ	
		すこと。)	

- ※搬入に際しては、市の指定する様式による手続きを行うこと。
- ※一般廃棄物を自己搬入する際は、手数料条例に定める手数料を納付すること。
- \*条例第21条第2項に規定する受入れの基準に適合するものを除く。

- ウ 家庭系一般廃棄物を市の廃棄物処理施設に自己搬入する際は、以下の要領によること。
- (ア) 条例第21条第2項に規定する受入れの基準に適合するように必要な処理等を行うこと。
- (イ) 搬入車両及び運搬容器は、一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないものであること。
- (ウ) 市が行う一般廃棄物の抜取り検査に協力すること。
- (エ) 市の廃棄物処理施設内では、安全運転及び安全作業を行うとともに、本市の指示に従うこと。
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、家庭系一般廃棄物の排出方法等の内容に準じること。

## ④ 犬、猫等の死体

#### ア 収集運搬の概要

一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬主体	収集の方法	処理先	見込み件数
犬、猫等の死体	神戸市全域	市 (委託)	戸別方式又は 市の指定場所 に搬入する	動物管理センター	8,000件

#### イ 排出方法等

- (ア) 犬、猫等の死体は、丈夫な紙に包み、ダンボール等の箱に入れてひもでくくり、その箱に は、当該死体以外の物を混入しないこと。
- (イ) 犬、猫等の死体は、クリーンステーションに排出しないこと。
- (ウ) 犬、猫等の死体の引き取りを市に依頼するときは、下記ウの搬入指定場所に依頼すること。
- (エ) 犬、猫等の死体の引き取りを市に依頼する際は、手数料条例に定める手数料を納付すること。

## ウ 犬、猫等の死体の搬入指定場所

指定場所	所在地
東灘事業所	東灘区魚崎西町3丁目5番3号
<b>灘事業所</b>	灘区琵琶町2丁目1番2号
中央事業所	中央区脇浜町3丁目2番30号
兵庫事業所	兵庫区御崎町1丁目3番15号
北事業所	北区山田町下谷上字五郎本1番地の1
長田事業所	長田区真野町 9番 24 号
須磨事業所	須磨区小寺町2丁目5番16号
垂水事業所	垂水区本多聞 6 丁目 8 番 10 号
西事業所	西区平野町向井字祇園尾 100 番地
藤定運輸株式会社 ※1、2	兵庫区遠矢浜町5番8号

- ※1 土・日に限る。
- ※2 現地引き取り及び土・日に持ち込まれる場合の手数料の収納事務を委託する。

# ⑤ 市が収集しない一般廃棄物の概要

ア 条例第14条第1項に基づくもの(排出禁止物)

, , , , , , , , , ,		
区分	例 示	処理方法に係る市長の指示
特別管理一		・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300
般廃棄物		号)第1条第1号に掲げる「廃電子レンジ」については、製造
		者によるPCB部品の除去を受け、点検済票を貼り付けたうえ、
		排出すること。
重量又は体	重量が 70 kgを	・自ら一般廃棄物処理施設に搬入し、又は許可業者に委託して処
積が大き	超える物、又は	理を行うこと(*)。
く、処理に	体積が 2.5 立方	・当該物を取り扱っている店等に引き取ってもらい、当該店等が
著しい支障	メートルを超え	適正に処理すること。
がある物	る物	
	単車、ピアノ、	・当該物を取り扱っている店等に引き取ってもらい、当該店等が
	FRP船、耐火	適正に処理すること。
	金庫等	・単車については、二輪車リサイクルシステムに基づく廃棄二輪
引火性又は	火薬類、ガスボ	車取扱店へ持ち込むこと。
爆発性を有	ンベ類、消火器、	・FRP船については、FRP船リサイクルシステムに基づく登
する物	石油類、バッテ	録販売店に相談のうえ処理を行うこと。
	リー類等	・消火器については、消火器回収システムに基づく消火器取扱い
有毒性のも	農薬や園芸用薬	窓口会社に引取りを依頼すること。
0	品等の化学薬品	・ボタン電池については、ボタン電池回収処理事業に基づく回収
	類、ボタン電池	協力店に持ち込むこと。
	等	
著しく悪臭	し尿、ペット等	・し尿については、3(2)イ及びウの規定によること。
を発する物	のふん尿等	・ペット等のふん尿については、自家処理をし、又は土等(専用
		砂は「燃えるごみ」に排出すること。)を除去して、便所に流す
		こと。
市が行う処	在宅医療等に伴	・在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物については、医
理に著しく	って生じる注射	療機関、薬局等に引き取ってもらい、当該医療機関、薬局等が
支障がある	針等の鋭利な	適正に処理すること。
物	物、犬、猫等の	・犬、猫等の死体については、2(4)④イの規定によること。
	死体、事業活動	・事業活動に伴って生じる魚類に係る難燃性の固形状不要物につ
	に伴って生じる	いては、後掲別紙9の再生輸送業指定業者に収集、運搬を委託
	魚類に係る難燃	し、再資源化施設で再生を図ること。
	性の固形状不要	・廃ゴムタイヤについては、当該物を取り扱う小売店に引き取り
	物、廃ゴムタイ	を求め、当該店が、適正に処理すること。
	ヤ又は、一時多	・庭の大規模な剪定等に伴って生じる一時多量のごみは、自ら一
	量のごみ等	般廃棄物処理施設に搬入し、又は許可業者に委託して処理を行
	1	るこし(よ) わわ 引性した似。マサドス 味夕見のごた (パ
		うこと(*)。なお、引越しに伴って生じる一時多量のごみ(以

場合のみ、引越請負業者に対し、①引越廃棄物を引越請負業者が管理する所定の場所まで運搬すること、②引越廃棄物を所定の場所において市町村又は許可業者に引き渡すこと、の2点が書面で委任されていれば、引越廃棄物を引越請負業者が管理する所定の場所まで引越請負業者に運搬させることができる。

\*市の一般廃棄物処理施設へ自己搬入する際は、2(4)③の規定によること。

## イ 特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)に基づくもの

区分	例 示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	家電リサイクル法施行令(平成20年政令第367号)第1 条各号に規定する機械器具 (エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機。以下「機械器具」という。)	・機械器具は、自ら家電リサイクル法(平成10年法律第97号)第17条に規定する特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ製造業者等が指定した場所(西濃運輸株式会社神戸支店:東灘区向洋町東3丁目)に搬入し、又は同法第9条に規定する小売業者に引き取りを求め、若しくは許可業者に委託して当該場所に搬入させること。

## ウ 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくもの

区分	例 示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	資源の有効な利用の促進に	・パーソナルコンピュータは、次のとおり出すこと。
	関する法律施行令(平成3年	(1)可能な限り、使用済み小型家電としてリサイ
	政令第327号)第6条別表第	クルボックスに出すこと。その際は、排出者自らデ
	6第1号上段に規定するパ	ータ消去を行う等、個人情報の保護に努めること。
	ーソナルコンピュータ(その	(2) 小型家電リサイクルボックスに入らない場合
	表示装置であってブラウン	等、小型家電として排出しない場合は、①自らパー
	管式又は液晶式のものを含	ソナルコンピュータの製造等(製造又は自ら輸入し
	み、重量が1kg以下のものを	たものの販売をすることをいう。) の事業を行う者が
	除く。以下「パーソナルコン	製造等をしたパーソナルコンピュータは、当該製造
	ピュータ」という。) 及び第	等の事業を行う者の自主回収に出すこと。②法第9
	2号上段に規定する密閉形	条の9第1項の認定を受けた者が処理を行うパーソ
	蓄電池(以下「二次電池」と	ナルコンピュータは、当該認定を受けた者が行う回
	いう。)	収に出すこと。
		・二次電池は、小形充電式電池の回収・リサイクルシ
		ステムに基づくリサイクル協力店に持ち込むこと。

エ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)に基づくもの

区分	例 示	処理方法に係る市長の指示
排出禁止物	自動車リサイクル法(平成	・自動車の所有者は、当該自動車の購入時、車検時ま
	14 年法律第 87 号) 第 2 条第	たは廃車時に再資源化預託金等(リサイクル料金)
	2項に規定する使用済自動	を資金管理法人(販売店等を経由)に対して預託し、
	車	当該自動車が使用済自動車(廃車)となったときは、
		都道府県知事等の登録を受けた引取業者(取扱店等)
		に当該使用済自動車を引き渡すこと。

- (5) 中間処理計画(一般廃棄物処理施設の種類とその処理方法)
  - ① 焼却施設 (焼却する)
  - ア 市が設置する施設

名称	所在地	型式	処理能力	見込み量
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7	連続	300t/24h×3基	
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目 12 番地の 1	運転式焼	200t/24h×3基	442,000 t
西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番鬮 74 番地の1	却炉	200t/24h×3基	

## ※発電設備

## ② 破砕施設(破砕若しくは、破砕及び選別する)

## ア 市が設置する施設

名称	所在地	型式	処理能力	見込み量
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1	せん 段式	10t/5h×2基	20, 600 +
布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑	回転	150t/5h×2基	30,600 t
破砕選別施設	1172 番地の 2	式	1000,011八2巫	

## イ 民間が設置する施設

名称	所在地	対象となる 廃棄物	処理能力	処理主体	見込み量
大栄環境株式会社	東灘区向洋町東2丁目 2番2・3・4	カセットボンベ・ス	1.0t/9h	市	400 t
藤定運輸株式会社	兵庫区遠矢浜町1番2、 7番1・2、9番1	プレー缶	1.2t/9h	(委託)	400 t

<sup>※</sup>カセットボンベ・スプレー缶穴あけ処理

## ③ 中継施設

## ア 市が設置する施設

名称	所在地	対象となる収集区分
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地の7	「缶・びん・ペットボトル」
		「容器包装プラスチック」
		「燃えないごみ」
		「大型ごみ」
港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番地の1	「缶・びん・ペットボトル」
苅藻島クリーンセンター	長田区苅藻島町3丁目12番28号	「燃えるごみ」、「可燃ごみ」
落合クリーンセンター	須磨区中落合3丁目1番1号	「燃えるごみ」、「可燃ごみ」

妙賀山クリーンセンター	北区山田町小部字妙賀山1番地の1	「缶・びん・ペットボトル」
		「容器包装プラスチック」
		「燃えるごみ」、「可燃ごみ」
		「燃えないごみ」
布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑 1172 番	「容器包装プラスチック」
	地の2	

## ④ 資源化選別等施設(選別など処理する)

## ア 市が設置する施設

名称	所在地	対象となる 廃棄物	処理能力	見込み量
資源リサイクル センター	西区見津が丘1丁目 9番	缶・びん・ ペットボ トル	45t/5h×2基	21, 500 t

※容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)第2条第6項に基づく保管施設

## イ 民間が設置する施設

名称	所在地	対象となる 廃棄物	処理能力	処理主体	見込み量
大栄環境株式会社	東灘区向洋町東 2丁目2番2・3・4	容器包装プラスチ	50t/9h	市	9,600 t
神港衛生株式会社	長田区苅藻島町 2丁目1番72・75	ック	65t/8h	(委託)	9,000 t

※容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)第2条第6項に基づく保管施設

## ⑤ その他資源化等処理施設

# ア 民間が設置する施設

名称	所在地	対象となる廃棄物	種類	最大処 理能力	処理 主体	成果品の 処理方法
株式会社 神戸ポート リサイクル	中央区港島 9丁目13	木くずの破砕(「臨港地区及 び港湾区域、並びにこれらで 囲まれた区域」から発生する ものに限る。ただし、同区域 外で発生する廃棄物(神戸市 内発生廃棄物に限る。)であ っても、同区域内で事業活動 を行う事業者が発生させた廃 棄物と一体的に処理すること で環境負荷の軽減が図られる と市長が特に認める場合はこ の限りでない。)	破砕	45.6 t /日		木くずチッ プとして売 却
マツダ株式会社	東灘区住吉浜 町 17 番地の 8		堆肥化	4.8 t /日	後 掲	堆肥として 売却
	兵庫区遠矢 浜町 19 番1 他	木くず、繊維くず	破砕	4.9 t /日	別 紙 8 の	木くずチッ プとして売 却
		木くず、繊維くず、 紙くず(シュレッダーくずに 限る。)	減容 固化	3.5 t /日	一般廃棄	燃料として 売却
藤定運輸 株式会社		木くず	破砕	49.5 t /日	- 物 処 分	木くずチッ プとして売
		木くず、繊維くず、紙くず	破砕	33.9 t /日	業 者	却
		木くず、繊維くず、紙くず	減容 固化	16.5 t /日		燃料として 売却
大栄環境 株式会社	東灘区向洋 町東2丁目 2番2・3・ 4	木くず	破砕	28 t /日		木くずチッ
株式会社萩原林業	西区見津が 丘6丁目1	木くず	破砕	46.4 t /日		プとして売 却
17(V)(V)(V)	番2		切削	42.4 t /日		I.W. HIP 3. 3. 4
藤定運輸 株式会社	兵庫区遠矢 浜町2番1 他	動物のふん尿	堆肥化	4.4 t /日	市 (委託)	堆肥として 売却

## (6) 最終処分計画 (廃棄物処理施設の種類とその処理方法)

① 最終処分場(埋立て)

ア 市が設置する施設

				全体容量	
名称	所在地	形式	埋立地面積	(令和2年度	見込み量
				末残余容量)	
淡河環境センター	北京淡河町取瀬亭靑山	サンド	355, 000 m²	770万m³	
	北区淡河町野瀬字南山	リント	555, 000 m	(564万m³)	16 200 4
た 佐 畑 理 控 み い カ	西区伊川谷町布施畑字	方式	1 000 0002	2,350万m³	16, 200 t
布施畑環境センター	丸畑 1172 番地の 2	カエ	1, 020, 000 m <sup>2</sup>	(433万m³)	

<sup>※</sup>排水管理施設併設

# ② 大阪湾広域臨海環境整備センターに関する事項

名称	所在地	全体埋立容量	見込み量
大阪湾広域処分場	神戸市東灘区向洋町地先(神戸沖処分場)	1,500万m³	55, 700 t

<sup>※2</sup>府4県168市町村から受入れ

# (7) 一般廃棄物の処理に関し必要な事項

# ① 市外で処理する廃棄物

廃棄物 の種類	排出主体	収集・運搬	処理	処理を行なう 地域	処理 方法	対象量
実験に伴う動物の死体等	事業者	株式会社猪 名川動物霊 園 (後掲別紙 5) 又は自己 搬入	株式会社 猪名川動 物霊園	兵庫県川辺郡 猪名川町	焼却	137 t
		株式会社美濃 紙5)	とうボ(後掲別	岐阜県海津市		34 t
調理等に伴って	生活協同組合コープこうべ	生活協同組合	アコープこう	兵庫県三木市		700 t
発生する食品廃棄物等	スターバックス コーヒージャパ ン株式会社	明雪運輸 株式会社	ハリマ産 業エコテ ック株式 会社	兵庫県姫路市	資源化	25 t
食料品販売等に 伴って発生する 食品廃棄物等	株式会社セブン ーイレブン・ジ ャパン	後掲別紙4の許可業者	西播商事株式会社	兵庫県姫路市	資源化	600 t
	イオンリテール株式 会社及びイオンモー ル株式会社 株式会社ダイエ ー	株式会社・北神	大栄環境 株式会社 三木リサ イクルセ ンター	兵庫県三木市		200 t
販売、調理等に 伴って発生する 食品廃棄物等	イオンリテール 株式会社	株式会社神東	株式会社 イガ再資 源化事業 研究所	三重県伊賀市	資源化	15 t
	株式会社ライフ コーポレーショ ン	株式会社神東	株式会社 イガ再資 源化事業 研究所	三重県伊賀市		260 t
ガラスびんのカ レット等	神戸市	株式会社タカハシ		大阪府東大阪 市	資源化	6, 200 t
水銀使用廃製品等	神戸市	市(委託)	野村興産株式会社	大阪府大阪市	選別 破砕 焙焼	43 t

## 3 生活排水処理実施計画

#### (1) 生活排水処理に係る計画

事業の種類	事業計画		
	処理場建設事業		
公共下水道事業	汚水幹枝線布設事業		
	施設改良事業		
農業集落排水事業	機能強化事業(勝雄・神出西・広谷)		
浄化槽整備事業	設置補助 27 件		

#### (2) し尿及び浄化槽汚泥処理に係る計画

### ① 水質汚濁対策

施策名	事業主体	対象者
浄化槽整備事業	市	市民
公衆便所	市	市民
市民トイレ	市、事業者	市民

#### ② 収集運搬計画

#### ア 収集運搬の概要

種類	収集区域	収集・運搬主体	収集回数	収集の方法	搬入先	見込み量
家庭系し尿		市 (委託)	概ね月1回			1, 700 k l
事業系し尿	神戸市全域	後掲別紙6の許 可業者	必要な都度	戸別 方式	高松作業所	1, 000 k Ø
浄化槽汚泥		後掲別紙7の許 可業者	年1回			18, 700 k l

<sup>※</sup>処理槽付きディスポーザー汚泥処理システムから発生する汚泥については、浄化槽汚泥に準じて 処理することとする。

#### イ 市民の責務等

- (ア) 便所は、くみ取り口等から雨水が流入し、若しくはし尿が外部に流出し、又は使用する際に多量の水を使用することのない構造にすること。
- (イ) 便所は、異物の混入又は流入がないように適正に管理し、し尿以外の物を投入しないこと。 また、くみ取り口周辺は十分な広さを確保すること。
- (ウ) 浄化槽の機能に悪影響を及ぼす物を流入させないこと。
- (エ) し尿及び浄化槽汚泥の処理は、ア「収集運搬の概要」の「収集・運搬主体」に依頼すること。

#### ウ 事業者の責務等

- (ア) 事業系し尿(事業活動に伴って排出されるし尿)及び浄化槽汚泥以外の物を市の廃棄物受 入施設に搬入しないこと。
- (イ) 搬入車両及び運搬容器は、し尿が流出し若しくは悪臭が漏れるおそれがないものであること。

- (ウ) 市が行う搬入物の抜取り検査等に協力すること。
- (エ) 市の廃棄物受入施設内では、本市の指示に従うこと。

# ③ 中継施設の概要

名称	所在地	容量	対象となる廃棄物
妙賀山	北区山田町小部字妙賀山1番地の1	90 k ℓ	
淡河	北区淡河町野瀬字南山	90 k ℓ	1 12
平野	西区平野町黒田字西山 752-19	以 752−19 90 k ℓ	
布施畑	西区伊川谷町布施畑字丸畑 1172 番地の 2	50 k ℓ	

# ④ し尿及び浄化槽汚泥受入施設

名称	所在地	型式	処理能力	処理主体	見込み量	処分方法
高松作業所	兵庫区高松 町1番55号	固液分 離方式	70 k l/ h	市	21, 400 k ℓ	下水道投入

#### 1 一般廃棄物の排出方法等

#### (1)家庭系一般廃棄物

- ① 缶・びん・ペットボトルをクリーンステーションに排出するときは、次によること。
  - ア 必ず中身を使い切って、軽く中を水洗いするとともに、キャップを取り外すこと。
  - イペットボトルはキャップ、ラベルとも取り外したうえ、つぶして排出すること。
  - ウ 中袋を使用せず、直接指定袋に入れて排出すること。
- ② 容器包装プラスチックをクリーンステーションに排出するときは、次によること。
  - ア 必ず中身を使い切り、汚れの付いたものは軽くふき取るか水洗いすること。
  - イ 中身や汚れが簡単に取れない場合は「燃えるごみ」に排出すること。
  - ウ 中袋を使用せず、直接指定袋に入れて排出すること。
  - エ重ねたり、はさみで切るなど、できるだけかさを減らすこと。
- ③ 燃えるごみをクリーンステーションに排出するときは、次によること。
  - ア 台所ごみは、十分に水切りをすること。
  - イ 食用油等の液状の物は、紙又は布類に染み込ませるか、固めて、小さなポリ袋に入れてから指定袋に入れて排出すること。
  - ウ 竹串など先のとがったものは、二つに折り、紙に包んでから指定袋に入れること。
  - エ 新聞、雑がみ、段ボール、古着、古布は資源集団回収、店頭回収、拠点回収を活用すること。
  - オ プラスチック製の使い捨てライターは、必ず中身を完全に使い切って、水に浸し、着火しないようにして排出すること。また、一度に大量に排出しないこと (1~2本まで)。
  - カーインクカートリッジはできる限り販売店等へ持ち込むこと。
  - キ 木の枝など、長いものは 50 cm以下に切ってから指定袋に入れること (ただし、太い枝・幹は「大型ごみ」へ)。
  - ク 紙おむつは、汚物を除去して小さなポリ袋に入れてから指定袋に入れて排出すること。
- ④ 燃えないごみをクリーンステーションに排出するときは、次によること。
  - ア ガラス、陶器類、包丁、ナイフ、フォークなどは紙に包み、不要紙等に「キケン」と記載 したものを指定袋に貼付して排出すること。
  - イ 灰は、水を染み込ませ、飛散しないように紙に包み、小さなポリ袋に入れてから、指定袋 に入れること。
  - ウ 傘や直管型のLED製品は、450の指定袋に斜めに差し込むなど、できる限り奥まで入れて、 袋の口をしっかりと結んで排出すること(多少先が袋から出ても構わない)。
  - エ 使用済み小型家電は、回収事業に協力し、市内各所のリサイクルボックスに出すか、回収 を実施している販売店等への持ち込み等をできる限り行うこと。
  - オ 蛍光管は、割れないように新聞紙等で包んで、できる限り拠点回収を実施している回収協 力店に排出すること。

- ⑤ カセットボンベ・スプレー缶をクリーンステーションに排出するときは、次によること。 ア 中身を完全に使い切ったうえで、付属するキャップ等を取り外すこと。
  - イ 穴をあけずにカセットボンベ・スプレー缶だけを中身の見える袋(容量 150まで)に入れて排出すること。
  - ウ クリーンステーションに排出するときは、「燃えないごみ」とは分けてクリーンステーションの端に排出すること。
- ⑥ 大型ごみを排出するときは、次によること。
  - ア あらかじめ、受付センターに申込み、大型ごみ処理手数料、受付番号、収集日、排出場所 を確認すること。なお、神戸市手数料条例別表第1備考に基づく一般収集にかかる大型ごみ の申込みは1回につき5点まで、特別収集にかかる申込みは1回につき3点までとする。
  - イ 受付センターで確認した手数料を大型ごみ処理手数料納付券(以下「シール券」という。) の取扱店で納付、またはインターネット申込の際にキャッシュレス決済を選択し、キャッシュレス決済で納付すること。なお、シール券の取扱店で納付した場合は、シール券の交付を受けること。
  - ウ シール券に受付番号(キャッシュレス決済で納付した場合は、任意の紙に受付番号等)を 記入し、大型ごみの見やすいところに貼付すること。
  - エ 一般収集にかかる大型ごみについては、受付センターが指定した日の午前5時から午前8時の間に、排出する大型ごみの重量及び体積その他の事項を勘案して品目ごとに排出者と受付センターが確認した場所に排出すること。この際、大型ごみの転倒を防止するなど、周囲の安全上支障がないように配慮して排出すること。
  - オ 特別収集にかかる大型ごみについては、市が収集を委託する事業者に引き渡す場合に、大型ごみが容易に持ち出せるよう必要な取外しや解体その他特別な作業は事前に行っておくと ともに、玄関までの動線を確保しておくこと。また、作業時の注意事項について確認すること。
  - カ 自動着火式器具類は、必ず乾電池を外すこと。
  - キ 石油ストーブは、必ず灯油を抜き取ること。
  - ク ふとん・カーペット・じゅうたんは丸めるなどし、ひも等でしばって排出すること。
  - ケ 電動アシスト自転車・電動車いすはバッテリーを取外すこと。
- ⑦ プラスチック・布・革・木等と、金属との複合物をクリーンステーションに排出するときは、 次によること。なお、450の指定袋に入れて口をしっかり結ぶことができない大きさのもの、ま たは、450の指定袋に入っても単品で5kgを超える重さのものは「大型ごみ」として排出するこ と。
  - ア 金属部分が簡単に取り外せるものは、金属部分を取り外して、金属部分は「燃えないごみ」 へ、可燃部分(プラスチック・布・革・木)は「燃えるごみ」として排出すること。
  - イ 金属部分が簡単に取り外せないもののうち、
    - ・家電製品は「燃えないごみ」として排出すること。
    - ・プラスチックと金属の複合物は、原則として「燃えないごみ」として排出すること。なお、ビデオテープ、カセットテープ、ボールペン(金属製以外)、シャープペンシル等、金属の回

収・資源化に不向きなものに限り「燃えるごみ」として排出すること。

・布・革・木と金属の複合物は、金属部分が多いものは「燃えないごみ」として排出すること。 右・革・木の部分が多いものは「燃えるごみ」として排出すること。

#### ⑧ アスベスト含有家庭用品の処理に関する事項

ア 排出時における留意事項

- (ア) 廃棄する家庭用品にアスベストが含まれているかどうかは、メーカーや経済産業省及び 厚生労働省のホームページのリスト等で確認すること。リスト等により、メーカー及び販 売店等による回収が行われていると判明した製品については、当該製品のメーカー及び販 売店等の指示に従うこと。
- (イ) リストのうち、珪藻土製品について、メーカー及び販売店等による回収が行われている 製品の可能性があるが、判断できないものについては、そのままの状態で、二重に梱包し、 必ず居住区の環境局事業所に連絡し、指示に従うこと。
- (ウ) リストのうち、床材、システムバス、キッチン、トイレ等の建材については、交換の際にアスベスト飛散の恐れがあるため、リフォームなどで交換を予定している場合には、廃棄も含めて施工業者に相談すること。なお、施工業者等に依頼せずに個人でリフォームを行うなどにより建材を廃棄する場合には、飛散しないように梱包又はシートで覆うなどしたうえで、必ず居住区の環境局事業所に連絡し、指示に従うこと。
- (エ) リストのうち、飛散性のアスベストが使用された製品(石綿灰)については、飛散の恐れがあるため、水などで湿らせて飛散しないようにしたうえで、二重に梱包し、必ず居住区の環境局事業所に連絡し、指示に従うこと。
- (オ) リストのうち、上記(ア)~(エ)のいずれにも該当しない製品については、分解せず、そのままの状態で、「燃えないごみ」又は「大型ごみ」として排出すること。
- イ 処分時における留意事項

アスベスト含有家庭用品廃棄物のうち、前記ア(イ)、(ウ)及び(エ)については、一定の場所において分散することがないように埋立てを行う。

#### (2) 事業系一般廃棄物

① 資源ごみを排出するときは、次によること。

〔排出するときの注意〕

ア 必ず中身を使い切って、軽く中を水洗いするとともに、キャップを取外すこと。 イ ペットボトルはキャップ、ラベルとも取り外したうえ、つぶして排出すること。

② カセットボンベ・スプレー缶を排出するときは、次によること。

[排出するときの注意]

ア 中身を完全に使い切ったうえで、付属するキャップ等を取り外すこと。

- イ 穴をあけずにカセットボンベ・スプレー缶だけをカセットボンベ・スプレー缶専用の指定 袋に入れて排出すること。
- ③ アスベスト含有家庭用品は、分解せず、そのままの状態で、通常の区分により排出すること。

- 2 家庭系一般廃棄物の指定袋
- (1) 燃えるごみ用



(2) 燃えないごみ用



(3) 缶・びん・ペットボトル用



(4) 容器包装プラスチック用



- (5) 指定袋の容量は、分別区分ごとに 450・300・150の 3 サイズとする。
- (6) 指定袋の形状は、平袋(取っ手なし)又はU形袋(取っ手付き)とする。

- 3 事業系一般廃棄物の指定袋
- (1) 可燃ごみ用



(2) 粗大(不燃)ごみ用



(3) 資源ごみ用



(4) カセットボンベ・スプレー缶用



(5) 指定袋の容量は、可燃ごみ用は 300・450・700・900の 4 サイズ、カセットボンベ・スプレー 缶用は、300・450の 2 サイズ、その他の区分は 300・450・700の 3 サイズとする。

## 4 事業系一般廃棄物(し尿及び浄化槽に係る汚泥は除く)収集運搬業者

業者名	事 務 所 在 地
石原アメニテック株式会社	神戸市中央区雲井通7丁目1番1号ミント神戸ビル13階
株式会社イノウエ	神戸市長田区東尻池町9丁目1番20号
株式会社川崎環境開発興業	神戸市中央区脇浜町3丁目2番21号
株式会社河田商会	神戸市東灘区向洋町東2丁目4番地
有限会社神戸清掃舎	神戸市灘区味泥町7番32号
株式会社山陽	神戸市西区平野町堅田 338 番地
高取商事株式会社	神戸市長田区苅藻通6丁目3番2号
株式会社白石組	神戸市長田区片山町1丁目15番20号
神港衛生株式会社	神戸市長田区苅藻島町2丁目2番11号
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町 17 番地の 6
株式会社マスオカ	神戸市長田区六番町2丁目1番地の27
有限会社大清	神戸市長田区苅藻島町1丁目1番43号
有限会社内外クリーナ	神戸市兵庫区下沢通7丁目2番26号
有限会社ナガタ商会	神戸市須磨区多井畑字池ノ奥口7番地の8
有限会社美化推進西山商店	神戸市垂水区つつじが丘1丁目6番地の10
藤定運輸株式会社	神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
株式会社北神	神戸市灘区浜田町1丁目1番22号
有限会社舞子運送	神戸市西区伊川谷町潤和 1015 番地の 1
株式会社松本興業社	神戸市長田区五番町5丁目1番地27-104号
株式会社吉岡清掃	神戸市東灘区御影塚町1丁目4番3号
一般社団法人神戸清港会 ※	神戸市中央区港島3丁目5番地

<sup>※</sup> 処理区域は、臨港地区及び臨港予定地区における一般社団法人神戸清港会の会員の事業場に限る。

## 5 実験に伴う動物の死体に係る収集運搬業者

業 者 名	事 務 所 在 地		
株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51 番地の 2		
株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1		

## 6 事業系し尿に係る収集運搬業者

業者名	事 務 所 在 地
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町 17 番地の 6
島田環境株式会社	神戸市兵庫区塚本通5丁目4番13号中津ビル201号室
東洋設備株式会社	神戸市東灘区甲南町2丁目2番8号
株式会社阪神水道衛生社	神戸市中央区大日通4丁目2番6号
日独管理工業株式会社	神戸市中央区若菜通1丁目1番16号
菊水工業株式会社	神戸市中央区中山手通7丁目3番4号
兵神浄化有限会社	神戸市中央区脇浜町2丁目10番14号
株式会社今井興業	神戸市兵庫区松本通7丁目1番35号
仁志起興業株式会社	神戸市中央区磯上通8丁目1番1号
株式会社六甲衛生工業舎	神戸市西区平野町堅田 924

# 7 浄化槽汚泥に係る収集運搬業者

業者名	事務所所在地
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町 17 番地の 6
島田環境株式会社	神戸市兵庫区塚本通5丁目4番13号中津ビル201号室
東洋設備株式会社	神戸市東灘区甲南町2丁目2番8号
株式会社阪神水道衛生社	神戸市中央区大日通4丁目2番6号
日独管理工業株式会社	神戸市中央区若菜通1丁目1番16号
菊水工業株式会社	神戸市中央区中山手通7丁目3番4号
兵神浄化有限会社	神戸市中央区脇浜町2丁目10番14号
株式会社今井興業	神戸市兵庫区松本通7丁目1番35号
仁志起興業株式会社	神戸市中央区磯上通8丁目1番1号
株式会社六甲衛生工業舎	神戸市西区平野町堅田 924
阪神連合清掃株式会社	神戸市西区神出町古神 473 番地の 3

# 8 一般廃棄物処分業者

業 者 名	施設所在地	事業の範囲
株式会社神戸ポート リサイクル	神戸市中央区港島9丁目 13番地	木くずの破砕(「臨港地区及び港湾区域、並びにこれらで囲まれた区域」から発生するものに限る。ただし、同区域外で発生する廃棄物(神戸市内発生廃棄物に限る。)であっても、同区域内で事業活動を行う事業者が発生させた廃棄物と一体的に処理することで環境負荷の軽減が図られると市長が特に認める場合はこの限りでない。)
マツダ株式会社	神戸市東灘区住吉浜町 17 番 地の8	食品残渣の堆肥化
藤定運輸株式会社	神戸市兵庫区遠矢浜町 19 番 1 他	木くず、繊維くず、紙くずの破砕 木くず、繊維くず、紙くずの減容固化
大栄環境株式会社	神戸市東灘区向洋町東2丁目 2番2・3・4	木くずの破砕
株式会社萩原林業	神戸市西区見津が丘6丁目1 番2号	木くずの破砕・切削

## 9 魚類に係る固形状不要物に関する再生輸送業指定業者

業 者 名	事 務 所 所 在 地
株式会社泰成総業	神戸市北区杉尾台2丁目 15 番地の8
有限会社髙井商店	神戸市西区岩岡町岩岡 616 番地の 107
有限会社富田海産	神戸市東灘区深江浜町1番地の1神戸市東部中央卸売市場内